

## 清川村住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票（削除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（削除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたものを含む。）及び戸籍届出書記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付請求書（職務上請求書を含む。以下同じ。）に交付請求対象者として記載された者（当該交付請求対象者の法定代理人を含む。）をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

### (本人への通知)

第3条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に不正取得の事実を通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書等が保存年限を経過し廃棄されているとき又は死亡その他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住民基本台帳法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになったとき。
- (2) 国、県その他関係機関からの通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになったとき。
- (3) その他村長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本人が当該住民票の写し等の不正取得の事実を知り得ている場合は、通知しないことができる。

3 第1項の規定により通知する項目は、次のとおりとする。

- (1) 請求の種別及び通数
- (2) 住所又は本籍
- (3) 世帯主又は戸籍の筆頭者の氏名
- (4) 交付請求対象者の氏名
- (5) 利用目的又は事由（特定事務受託者からの請求にあつては、業務の種類を含む。）
- (6) 請求者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）
- (7) 交付年月日
- (8) 現に請求の任に当たった者が請求者と異なる者であったときは、当該請求の任に当たった者の氏名
- (9) 前各号の掲げるもののほか、村長が特に必要と認める事項  
（通知の方法）

第4条 前条の規定による通知は、住民票の写し等の不正取得に係る通知書（別記様式）により行うものとする。

（通知後の対応）

第5条 村長は、第3条の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があった場合は、適切な措置を講ずるものとする。

（不正取得した者の所属団体への改善要請）

第6条 村長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定事務受任者であるときは、当該特定事務受任者が所属する団体に対して、必要に応じて再発防止への取組を要請するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

様

清川村長

住民票の写し等の不正取得に係る通知書

このたび、住民基本台帳法又は戸籍法の規定により交付した次の証明等について、不正に取得されたことが判明しましたので、清川村住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱第3条の規定により、通知します。

請求書等の種別及び通数	
住所又は本籍	
世帯主又は戸籍の筆頭者の氏名	
交付請求対象者の氏名	
利用目的に関する事項	
請求者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び所在地)	
交付年月日	
備考	